

平成 28 年 10 月 13 日
鳥 取 労 働 局

鳥取労働基準監督署における文書の誤交付について

鳥取労働局（局長 内田 敏之）は、鳥取労働基準監督署（署長 房本 浩志）（以下「鳥取署」という。）における個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認し、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

鳥取署において、B事業場に交付する予定であった指導文書を、誤って、A事業場に交付するという事案が発生した。

誤交付した指導文書には、B事業場の代表者の職氏名が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成 28 年 10 月 4 日、鳥取署内において、職員 C が、A 事業場の担当者に指導文書 2 枚を交付した。
交付した 2 枚の指導文書のうち、1 枚は A 事業場に交付する指導文書であったが、もう 1 枚は B 事業場に交付する指導文書であり、あて名も B 事業場の代表者となっていた。
- (2) 平成 28 年 10 月 5 日、A 事業場の担当者から鳥取署に対して、10 月 4 日に交付された 2 枚の指導文書のうちの 1 枚のあて名が、B 事業場の代表者となっている旨の連絡があり、この時点で指導文書を誤交付した事実が判明した。
- (3) 同日、鳥取署の副署長及び職員 C が B 事業場を訪問し、代表者に事情説明の上、謝罪し了承を得た。
- (4) 同日、鳥取署の副署長及び職員 C が A 事業場を訪問し、担当者に謝罪の上、誤交付した指導文書を回収し、A 事業場あての指導文書を手交した。

3 発生原因

- (1) A 事業場に交付する指導文書と B 事業場に交付する指導文書は、別個に管理していたが、B 事業場に交付する指導文書を作成後、誤って、A 事業場に交付する指導文書の中に混入させてしまったこと。
- (2) A 事業場に指導文書を交付する際、2 枚の指導文書ともあて名が A 事業場となっているかを確認しなかったこと。
- (3) 指導文書交付に際しての作業手順（手交する指導文書の事業場名等の読み上げ、相手方から間違いがない旨を確認した上で指導文書を交付する）が徹底されていなかったこと。

4 再発防止対策

(1) 鳥取署においては、10月5日、職員・非常勤職員全員に対して、本事案の経過説明を行った上で、文書の誤交付を防止するため、以下の内容を徹底した。

① 他の事案の文書の紛れ込みを防止するため、複数の事案を同時に併行して処理しないこと。

② 文書の誤交付を防止するため、文書の交付時に、文書を交付する事業場の担当者等に文書のあて名を確認した上で記載し、交付すること。

(2) 鳥取労働局においては、10月5日、局各課長等から局内各部課室及び管下の労働基準監督署及び公共職業安定所に対して、本事案の発生状況及び問題点を説明するとともに、誤交付防止のための基本的動作の徹底など個人情報の適正な管理・取扱いの徹底について指示した。

また、10月6日、鳥取労働局管下の全労働基準監督署長を緊急に参集し、局長等から保有個人情報の適切な管理の徹底について指示を行った。

さらに、保有個人情報の適切な管理を検証するため、局内及び管下の全労働基準監督署に対する監査を実施することとしている。